

みたかシティバス

「北野ルート」の停留所と運行時刻が一部変わります

☎ 道路交通課 ☎ 内線2883

東京外かく環状道路の着工により、運行ルート(停留所・運行時刻)を一部変更します。

◆停留所の変更

◇移設 北野三丁目、北野小東、北野*

◇廃止 スポーツ広場前

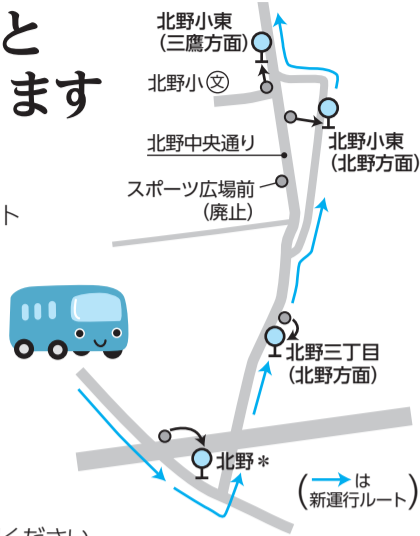
📅 10月5日(月)から

*「北野」停留所の移設のみ10月16日(金)から。

◆運行時刻の変更

📅 10月16日から

※変更後の運行時刻は、市ホームページでご確認ください。



子育て世帯臨時特例給付金を振り込みます

☎ 子育て支援課 ☎ 内線2752

◆支給対象者 平成27年6月分の児童手当受給者で、26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

◆支給額 対象児童1人につき3,000円(1回限り)

◆振込日 10月16日(金) ※利用金融機関によっては、入金が遅れる場合があります。

◆振込先 児童手当の振込口座

平成28年度 学童保育所の入所申し込み

☎ 児童青少年課(市役所4階41番窓口) ☎ 内線2712

人 28年4月に新1~3年生になるお子さんと、①保護者が就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の育成を必要とする児童、②現在、市内学童保育所に在籍中で、28年4月以降も引き続き入所を希望する児童

申 11月27日(金)~12月10日(休)午前9時30分~午後4時(11月30日・12月7日の月曜日を除く。土・日曜日も受付)に必要書類を三鷹市公会堂さんさん館へ

◆障がいのあるお子さんの入所申し込み

人 28年4月に新1~4年生になる障がいのあるお子さん(4年生は3年生において学童保育所に入所している児童)で、保護者の就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の育成を必要とする児童

申 10月30日(金)~11月5日(休)午前9時~午後5時(正午~午後1時・11月3日(祝)を除く。10月31日(土)・11月1日(日)は午前9時~正午)に必要書類を同課へ

※申込用紙は10月13日(火)から、同課、三鷹市社会福祉協議会、市政窓口、市内の学童保育所・保育園・幼稚園、北野ハピネスセンター(障がいのあるお子さんのみ)で配布します。

平成28年度 保育園などの入園申し込み

☎ 子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎ 内線2732

人 28年4月1日からの入・転園を希望する方(27年度の入園を待機中の方を含む)

※これから生まれるお子さんは、申込後、2月4日(休)までに生まれた方が対象です。

申 12月1日(火)~6日(日)・8日(火)~10日(休)午前9時30分~午後4時(土・日曜日も受付)に必要書類を三鷹市公会堂さんさん館へ

※入園案内は10月中旬から、同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで配布します。

◆障がいのあるお子さんの入園申し込み

人 障がいの程度が軽・中度で、市立保育園で集団保育が可能な0~5歳のお子さん若干名

申 10月19日(月)~23日(金)に必要書類を同課へ

※入園申し込みにあたっては、北野ハピネスセンター ☎ 48-6331へ事前にご相談ください。

◆市外の保育園の入園申し込みも受付は三鷹市です

申 入園を希望する自治体の締切日の10日前までに同課へ。必要書類など、くわしくは申込先の自治体にご確認ください。

国勢調査 2015 へのご協力ありがとうございます

☎ 三鷹市国勢調査コールセンター ☎ 49-3601、企画経営課統計係 ☎ 内線2118

10月1日を基準日として「平成27年国勢調査」を全国一斉に実施しています。調査への回答がお済みでない場合は、10月20日(火)までに郵送提出用封筒(切手不要)に記入済みの調査票を入れて郵便ポストへ投函(とうかん)してください。なお、すでに配布済みのID・パスワードを用いたインターネットによる回答期限が10月20日まで再開されましたので併せてご利用ください。

※ID・パスワードの配布漏れなどは、同コールセンターまでお問い合わせください。

マイナンバー Q&A



教えて! マイナちゃん

☎ 番号制度推進本部事務局 ☎ 内線2192

Q1 マイナンバー制度ってどんな制度?



社会保障や税を扱う国や自治体などでは、現在、事務を行う機関ごとに個人を識別するための番号が複数存在します。そのため、別の機関で管理している情報が同じ人のものであることを確認するために、複数の書類を添付していただくなどの負担が生じています。同制度の導入により、こうした添付書類の省略など、行政手続きが簡素化されます(Q2の分野に限る)。また、個人所得のより正確な把握による公平な税負担の実現や、年金・医療保険などの社会保障をよりの確に提供するなどの効果が期待されています。

Q2 マイナンバーは、誰がどんな場面で使うの?



来月1月以降、社会保障・税・災害対策分野の行政サービスを担う国や自治体などが、法律や条例で定められた行政手続きでのみ使用します。

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認・給付 など ※年金に関する事務での使用は、最長で平成29年5月まで延期されました。
	労働	・雇用保険の資格取得や確認・給付 ・ハローワークの事務 など
	医療	・医療保険の保険料徴収 など
	福祉	・福祉分野の給付・生活保護 など
税分野	・税務署に提出する確定申告書・届け出書・調書などに記載 ・都道府県・市区町村に提出する申告書・給与支払報告書などに記載 など	
災害対策分野	・防災・災害対策に関する事務 ・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 など	

Q3 マイナンバーが導入されると、手続きの際に住民票の写しや戸籍の添付が全て不要になるの?



Q2の分野以外の行政手続きでは、引き続き住民票の写しなどの添付が必要です。また、戸籍はマイナンバーの利用対象に入っていないため、戸籍の情報が必要な手続きでは従来どおり提出が必要です。

Q4 引っ越しのときの手続きは何か変わるの?



転居・転出・転入届の提出時に、通知カード(または個人番号カード)をお持ちください。

Q5 国外在住者や外国人にも付番されるの?



10月5日(月)の時点で国内に住民票のある全ての方に、国籍を問わず付番されます。一方、日本国籍があっても、10月5日時点で国外在住の方(日本に住民票のない方)には付番されません。ただし、今後、国外在住の方が日本に帰国、または外国籍の方が新たに入国し住民票が作成されるとマイナンバーが付番されます。付番後に国外に居住した方が再入国する場合は、同じマイナンバーを使います。

Q6 10月5日(月)以降に生まれた子どものマイナンバーは、どうやって付番されるの?



出生届が提出され住民票が作成されると、マイナンバーが付番されます。

Q7 税や社会保障の情報を同じ番号で管理すると、万が一マイナンバーが漏れいしたときに、全ての情報が漏れいしそうで心配だけど...



他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者が特定個人情報(マイナンバーそのものおよびマイナンバーを含む個人情報)またはこれらの情報を電子化した特定個人情報ファイルを不当に提供することは法律で禁止されており、違反した者は厳しく処罰されます。

また、マイナンバーが含まれる個人情報は一元管理を行わず、従来どおり事務を行う機関ごとに個別に保管します。そのうえで国や自治体などは、行政手続きに必要な場合のみ専用のネットワークを通じて照会・提供を行います。ほかの自治体が保有する情報の照会にあたっては、情報を暗号化して通信します。また、情報にアクセス可能な職員を限定するなど、不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期します。

マイナンバー制度をかたる不審な勧誘や個人情報の取得が発生しています。ご注意ください。